

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	知事政策局国際戦略グループ
契約締結年月日	令和5年4月20日
契約者名	日本旅行株式会社甲府支店
契約名	国際交流推進事業（「日越友好議員連盟ベトナム訪問団」参加等） 業務委託契約
契約金額 （税込み）	7,640,395円
随意契約理由	<p>「日越友好議員連盟ベトナム訪問団（以下日越議連）」は、日越議連のほか、経団連や日本貿易振興機構、農協中央会などの団体で構成され、農産物の国レベルでの輸入解禁に向けた要望をベトナム政府へ行う。</p> <p>本県訪問団は日越議連への参加の機会を捉え、今回、国内最大のブドウ産地として日越議連に同行し、ベトナム政府関係者に直接PRすることで早期の輸入解禁に向けた二国間協議を強力に後押しする。また、ベトナムは本県における国籍別労働者数が最多であり観光面でも有望な地域であり、交流の拡大を図るべくクアンビン省を訪問し、同省政府高官との意見交換及び視察を行う。クアンビン省とは令和4年9月にベトナム政府訪問団が本県を訪問した際に、訪問団から提案があり、同省との間で交流に向けた協議を行っていたものである。</p> <p>本件は上記の取り組みに必要な航空券の手配等の業務を委託するものである。</p> <p>日越議連は日本旅行株式会社と契約している。本県訪問団が同行する日越議連の動きに合わせ、当事業を円滑に進めるためには、日越議連と同一の旅行会社（支店を含む）に業務委託し、密な連携及び対応が必要である。日越議連の渡航の日程や詳細な行程が流動的であり、直前まで航空券等の手配が困難である。</p> <p>令和5年4月17日（月）時点で、令和5年5月2日（火）～5月8日（月）の渡航を予定しているが、不確定な部分が多く、確定した後の手続きでは入札、見積合わせに必要な期間を確保することが出来ない。日越議連の渡航に係る手配業務は日本旅行株式会社が受託しており、直前の変更や現地での流動的な動きに対応するためには同一の旅行会社と契約し、密な連携及び対応が必須である。クアンビン省への渡航と日越議連への同行を別々の旅行会社に委託することは合理的ではなく、またクアンビン省から日越議連への同行に円滑に移行するためにも同一の旅行会社に委託することは必須である。</p> <p>本渡航の目的を達成するための調整等を実施できるのは株式会社日本旅行（甲府支店）1者のみと考えられる。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき）、第</p>

	6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の「特別な理由」に該当することから、見積合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条2第1項第5号及び第6号、山梨県財務規則137条第3項